

## 橋本市部落差別の解消を推進する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本市部落差別の解消を推進する条例(令和 2 年橋本市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項の規定による勧告は、当該勧告に必要な事項を記載した勧告書(別記様式)により行うものとする。

(公表)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 事業者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

(2) 公表の原因となる事実

第 4 条 附則第 2 条の規定による条例の廃止については、橋本市人権尊重の社会づくり審議会に諮問のうえ、判断するものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式(第7条関係)

勸告書

第 年 月 日  
号

様

橋本市長 印

橋本市部落差別の解消を推進する条例第7条第2項の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる 事実	
勸告の内容	